

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和４年度第２回津市介護保険事業等検討委員会
2 開催日時	令和４年１１月１０日（木） 午後２時から午後３時４５分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 ８階大会議室Ａ
4 出席した者の氏名	（津市介護保険事業等検討委員会委員） 伊藤好幸、今井和美、川村輝雄、小出奏穂、 高林光暁、武田誠一、中川正治、中村光一、濱野章、 林幹也、堀川正代、横山立夫、渡部泰和 （事務局） 健康福祉部長 坂倉誠 健康福祉部次長 福田政一 介護保険担当参事（兼）介護保険課長 木崎彰 高齢福祉課長 高木伸幸 地域包括ケア推進室長 水野浩哉 高齢福祉課調整・高齢福祉担当主幹 長谷川義記 地域包括ケア推進室地域包括ケア推進担当主幹（兼） 地域包括支援センター 岡田美和 介護保険課調整・介護保険担当主幹 永合由典 介護保険課介護保険担当副主幹 鈴木弘一
5 内容	(1) 地域密着型サービス事業者の公募について (2) 次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について (3) 地域包括支援センターについて (4) その他
6 公開又は非公開	一部非公開（非公開部分は上記議題(1)）
7 傍聴者の数	０人
8 担当	健康福祉部介護保険課介護保険担当 電話番号 ０５９－２２９－３１４９ E-mail 229-3149@city.tsu.lg.jp

議事の内容 次のとおり

事務局（永合） それでは、定刻となりましたので、只今から令和４年度第２回津市介護保険事業等検討委員会を開催させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、本日ご出席いただき誠にありがとうございます。議事に入るまで進行役を務めさせていただきます介護保険課の永合と申します。よろしくお願いいたします。

本日の欠席委員の報告ですが、久居一志地区医師会 井上委員、津薬剤師会 寺田委員、三重県老人保健施設協会 永田委員、被保険者代表 別所委員が、ご都合により欠席、また今井委員におかれましては、遅れてご出席されとの連絡をいただいております。このため、委員１７名のうち出席委員１２名であり、津市介護保険事業等検討委員会設置要綱第６条第２項の規定に基づきまして、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、当委員会につきまして、通常であれば津市情報公開条例第２３条の規定に基づき公開審議となっておりますが、本日の議題の一部に非公開の内容があることから、同条例に基づき一部非公開とさせていただきます。

なお、公開部分につきましては、録音させていただくとともに、会議の議事録は津市のホームページ上で公開させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、事務局を代表いたしまして、健康福祉部長からご挨拶を申し上げます。

【健康福祉部長挨拶】

事務局（永合） それでは、ここで本日の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認ください。本日の資料といたしましては、事項書、検討委員会委員名簿、資料１－１から１－３、資料２、資料３－１、３－２、最後に資料４、そして今回の資料とは別に事前に送付させていただきました次期介護保険事業計画に関するアンケート、最後に、以前お配りさせていただいた現在の事業計画。以上が本日の資料となっております。不足の資料がございました

らお申出いただければこちらの方でご準備しております。よろしかったでしょうか。

それでは、この後、議事に入らせていただきます。なお、皆様からご発言をいただきます前に、マイクを使用される場合につきましては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局にて消毒作業を行ったうえで、ご発言者にお渡しさせていただきますので、ご了解願います。

それでは、「津市介護保険事業等検討委員会設置要綱」第6条によりまして、委員長が議長を務めていただくよう規定しておりますことから、ここからは、渡部委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。

渡部委員長、よろしくお願いいたします。

渡部委員長 皆さんこんにちは。委員長の渡部です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。進行にご協力をお願いいたします。

まず、事項1としまして「地域密着型サービス事業所の公募について」ですが、この議題につきましては、会議の冒頭に申し上げたとおり非公開とさせていただきますので了承願います。

それでは、事務局の説明を求めます。

【非公開のため省略】

渡部委員長 次に移ります。事項書2「次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について」ですが、ここからは公開とさせていただきます。傍聴人の入室を認めます。

事務局（鈴木） 傍聴人なしです。

渡部委員長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（木崎） 事前に資料を送付させていただきました次期計画となる「第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に関するアンケート

ート調査について、説明させていただきます。

資料2の「津市高齢者介護に関する調査内容一覧」をご覧ください。令和5年度におきましては、令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とした「第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定する必要がありますが、サービスの利用に関する意向や、高齢者の心身の状況等を把握するために、市民の方を対象としまして「①在宅介護実態調査」と「②介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の2種類の調査を実施し、地域の抱える課題や実情の把握をしていきます。また、市内の事業所に勤務するケアマネジャーを対象に、「③津市高齢者介護に関する調査」介護支援専門員調査となりますが、その実施を予定しています。これにつきましては、今後、三重県介護支援専門員協会等からの意見を伺いながら、設問内容を決定していきたいと考えています。

本日は、事前に資料をお配りしました3種類の調査のうち、

「①在宅介護実態調査」と「②介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」について、委員の皆様のご意見をお伺いさせていただきたいと考えております。この2種類の調査につきましては、国において、標準的な調査手法や調査項目が示されており、その調査手法・調査項目について、令和2年4月に実施しました前回のアンケートから変更がなかったため、委員の皆様に事前に送付させていただいた調査票は、前回の調査内容を基本的に引き継いだものとなっております。これらの2種類の調査票を利用することで、調査手法が全国的に統一されるとともに、国が開発しました地域包括ケア「見える化」システムを活用し、国が設定しました必須の調査項目に対する回答を、全国の保険者がシステムへ入力することにより、地域間比較等による現状分析や、自治体の課題抽出、地域診断が可能となってまいります。

それでは、「①在宅介護実態調査」と「②介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の各調査の説明をさせていただきます。

まず、「在宅介護実態調査」ですが、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」、「家族等の介護者の就労継続」の実現に向け、主に、在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象とする調査です。今回の調査では、4,000名の方、内訳としましては、

「要介護認定者」の方3,500名と、「要支援認定者」の方500名に対して調査を行う予定です。調査項目につきましては、国の定める調査項目に津市独自の調査項目を追加し、実施する予定です。調査項目については、事前にお配りしました「在宅介護実態調査」の調査票をご覧ください。1ページ目をご覧ください。

調査項目の頭に○に必と書いてある項目は、国が定める基本調査項目、○にオと書いてある調査については国が定めるオプション調査の項目、○に市と書いてあるのは津市独自の調査項目となっております。

なお、当該調査においては、記名式の調査となりますことから、介護認定データとの関連付けを行うことで、「介護者が就労を継続するために必要なサービス利用の実態」や「家族等の介護に対する不安の軽減に資するサービス利用とは何か」等より詳しく分析が可能となります。

調査内容につきまして、国が定める基本調査項目、国が定めるオプション調査項目は、前回の調査項目から変更はございません。津市独自の調査項目につきましては、前回の調査項目から一部の変更を考えております。4ページをご覧ください。（5）の設問につきましては、新たに今回追加しようとするもので、限りある財源を有効に活用したいという理由から、いきいきと元気に暮らす地域づくりの中で、高齢者の多様な生きがい活動への支援に対する意識の状況をお聞きしようとするものであります。

次に調査票の11ページをご覧ください。11ページから12ページにかけての（8）の設問につきましては、新たに今回追加しようとするもので、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の観点から、人生の最終段階における医療やケアについて、本人らしい選択を支える仕組みの実践の状況をお聞きしようとするものであります。

14ページをご覧ください。前回のアンケート調査において新たな設問として加えました「緊急通報装置事業」の一部の設問につきまして、現計画期間において、他の事業との整合性を図りつつ、緊急通報装置事業の必要な方に利用いただけるよう関係機関や財政部局と協議を進めているという理由から今回削除しようと

するものです。以上が「在宅介護実態調査」の前回アンケートからの変更案でございます。

資料2にお戻りください。続きまして、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」でございますが、要介護者になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握し、地域の抱える課題の特定等を行うため、65歳以上の要介護認定をお持ちでない高齢者を対象とする調査です。4,000名の方を対象としまして、内訳としましては、「要支援認定1、2」の方1,500名と、「要支援・要介護認定」のどちらもをお持ちでない方2,500名に対して調査を行う予定です。

調査項目については、事前にお配りしました「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査票をご覧ください。1ページ目をご覧ください。先ほどの在宅介護実態調査と同様となりますが、調査項目の頭に○に必がついている項目は、国が定める必須の調査項目、○にオとなっておりますのは国が定めるオプション調査項目、○に市となっておりますのは津市独自の調査項目となります。国が定める基本調査項目、国が定めるオプション調査項目は、在宅介護実態調査と同様に、前回の調査項目から変更はありません。津市独自の調査項目につきましては、前回の調査項目から一部変更を考えておりますが、変更内容につきましても、さきほどの在宅介護実態調査と同内容の変更を行うものでございます。

最後に、今後の予定といたしましては、本日、この調査項目につきまして、ご意見をいただいた後、最終的な調査項目を確定しまして、来年1月にはアンケートを実施したいと考えております。アンケート結果につきましては、6月末までに集計を行いまして、その調査結果等を踏まえ、次回開催の検討委員会におきまして、「次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向け、引き続きご意見をいただきたいと考えております。

長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

渡部委員長

ありがとうございました。来年1月からやって半年くらいで集計していくということですね。それでは、ただ今の説明に関して、

ご意見・ご質問がありましたらご発言をお願いします。

横山委員

一つは緊急通報装置を今回削除したというところの意味がよく分からないのですが、緊急通報装置の位置付けから考えるとこれからまだ増えてくると違いませんか。ある面では、これの対策についてのPRが不足しているような感じがあって。それに対する意向がうまく把握できていないと思うのですがどうでしょうか。

事務局（高木） 高齢福祉課の高木でございます。

この緊急通報装置に関しましては前回に提案させていただいた項目でございます。緊急通報装置は現在非課税世帯の方が対象となっております。課税世帯に関しましては対象外となっております。このことに対して、いかがなものかという形のこともいろいろございますので、前回の提示の中で皆様の意見としていただきました。

その結果としましては、多少お金が掛かっても付けたいというような意見もあって、一部は公費で、一部は自分たちでと、やり方はいろいろありますが、課税の方にも何らかの形のことをしてほしいというような意見をいただきました。それに基づきまして、この第9次高齢福祉計画・第8期介護保険事業計画で見直しをするというようなこともうたわせていただいております。今こちらの方で素案を作っておりまして、実は次の介護保険事業検討委員会の方で検討案をお示しさせていただきまして、次の計画には違う新たな形で緊急通報装置を入れさせていただきたいという思いでございます。

そのため、今回この部分に関しましては、削除させていただいたというのが経緯でございます。

横山委員

実際、緊急通報装置について、付けるか付けないかどうしようかと一番感じているのは、居宅の介護支援専門員と違うかな。ケアマネジャーは、あの家には要る、この家にはどうかなというような判断を別のところで把握できれば、それはそれでいいと思いますけども。率直に言って、家族では緊急通報装置って何とい

う感じがしますね。それは単なる意見ですけども。

それからもうひとつ。日常生活圏域ニーズ調査の2ページの調査票の「あなた」という表現について、最初に、1で宛名の本人が記入、2でご家族が記入、それから3でその他となっていますね。ここでもし2を選んだ人が、実は全体には宛名本人の意向自体を聞きたいと思うのですが、もし2を書いた人が自分に聞かれているのかと思ってしまうのではと思うのですが、その辺り注釈を付けないと。介護の対象になっているか、なっていないかは知らんけども、とにかく高齢者の意識を聞きたいという設定のはずなので説明が要るのと違いますかね。

事務局（木崎） これについては調査対象が介護を受ける高齢者になりますので、その方に代わってご記入いただくというところは分かりやすく整理して表記していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

渡部委員長 他にどうでしょうか。

高林委員 表現の問題で、今のご質問によく似ている内容だと思うのですが、介護予防・日常生活圏域のニーズ調査の7ページ、「毎日の生活について」という内容が6ページから始まっていますが、具体的なところだけ挙げさせてもらおうと、問いの（12）（13）（14）で「友人・知人の家を訪ねていますか」「家族や友人・知人の相談にのっていますか」「家族や友人・知人と会話をしていますか」という質問ですね。答えを見ると、「はい」か「いいえ」なんですよ。さっきのご質問と同じように、どういうのが「はい」と言うのか。1年に1回訪ねてきたら「はい」かどうか分からないのですよ。一般にこういう質問受けた場合には、「はい」ではなく頻度という言い方に変えて、「何度か」とか「月に何度か」とか項目が間に入って、全く来ない人がいいえですよね。これ二択になってしまうので、イエスかノーかになってしまっていて。ニーズ調査の目的からすると、一般には例えばコミュニケーションとかそういう関わりっていうのだったら、少なくとも1か月単位内とかですね。2、3週間に1回はとか相談を受けていると

かが一般的な感じですけども。この二択にされますと迷ってしまわないかな。具体的には（１２）（１３）（１４）でちょっと引っかかったので。ところがですね、その下に行きますと「はいと答えた方のみ」とあって実は私が質問しようとした内容が入っているのです。要は分析するための材料。月に２、３回とか。ということであれば最初の想定では、（１２）は要らないということになる。どれくらいの頻度で会っていますかということで答え出てきますよね。問いかけがダブっているような。同等のものが（１２）（１３）と見られる。次のページ行きますと、９ページ。ここにやっぱり「友人・知人に会う頻度はどれくらいですか」と出てくるのですよ。こちらの方はすごく回答はしやすいです。「毎日」とか「週に何度」とかですね。答える方はたぶんそういう答え方されると思うのです。さっきのページの表現のようですね、「会話をしていますか」「はい」「いいえ」となると、１か月前には誰かと話したけどどうやったかなという、同じように二択になってしまう。ニーズ調査の中で見たいのは頻度を見たいはずですから、ところが、その質問が次のページにちゃんと挙がってきている。かえって迷わせてしまうような問いかけを先にしてしまっているような感じがするのです。外してもいいのと違うかな。それか表現を変えるとか。あるいは中身を丁寧に展開するとか。いい証左になるものを集めることが目的であるとしたら、答えやすくて答えが拾いやすいものにしていただけるとありがたいなと思います。

渡部委員長 これ（１２）（１３）は国からの指定なのですね。

事務局（木崎） 国のオプション設定です。

渡部委員長 では抜いてもいいのですね。次の問６に同じような内容がありますからね。その辺り事務局どうでしょう。

事務局（木崎） 表現方法を見直すか、回答しやすい状況は先ほどご意見いただいたとおりにかと思っておりますので、重複しているものであれば

削っていくようなことも検討も含めて考えさせてもらいたいと思います。

渡部委員長 他にどなたか。

中村委員 在宅介護実態調査の５ページの（４）で、「ストーマ等」という言葉が出てくるのですが、ある程度介護されている方か、介護されている家族の方が書かれるが、こういう言葉を知っているのかなのかなって感じがしますので、説明を付けるとかが要るのではないかなという気がしました。恐らく介護されている方というのは、ケアマネジャーの方に聞かれて回答するというケースにどうしてもなるのかなと。で、ケアマネジャーの負担が増えるのかなとそういう感じがしますので、質問項目も精査していただいた方がいいのかなというような。もう少し少なくともいいのかなという気はしますが。

事務局（木崎） 今ご指摘いただいたとおり、一般の方に分かりやすい言葉で表現したいと思っています。今回の「ストーマ等」につきましても一般的にどれくらい認知されているかも精査しながら、注釈を入れるなり考えていきたいと思っています。

渡部委員長 はい、お願いします。他にどなたか。
意見がないようでしたら、事項書３「地域包括支援センターについて」事務局の説明を求めます。

事務局（岡田） 地域包括ケア推進室の岡田と申します。
事項３の「地域包括支援センターについて」では、「地域包括支援センターの事業評価」と「津中部中地域包括支援センターの移転」について説明させていただきます。
資料３－１の１ページをお願いします。
はじめに、地域包括支援センターの事業評価についてですが、以降、地域包括支援センターについては、包括センターと省略させていただきます。包括センターの事業評価は、平成２９年に介

護保険法の改正に伴いまして、平成30年度から全国の市町村で、「市町村、包括センターによる評価の実施と、その結果を踏まえて必要な措置を講じること」が義務化されました。そのような中、本市は、国の義務化に先駆け、平成26年度から包括センターの評価を実施してきました。今年度も、10の包括センターに対し、評価を実施しましたので報告します。

まず、1の評価の目的についてですが、各包括センターが自己評価を行い、その後設置者の津市が点検評価し、評価結果により適切な助言・指導を行います。各包括センターがそれらの指導事項等を速やかに実行することで、実施している事業の質の向上を図り、安定的・継続的な運営体制を構築することを目的としています。2の評価時点は、ほとんどが令和3年度の実績を対象としていますが、指標毎に評価時点が決まっていますので、決められた時点で評価しています。

次に、3の評価の手順です。先程申しましたように、(1)各包括センターが自己評価、その後、(2)市が実地調査し、(3)実地調査を基に総合評価し、その総合評価の結果に基づき、(4)講評と指導を実施しています。そして、その結果を(5)本日の検討委員会に報告する流れになっています。参考までに今年度の具体的な実施時期を、括弧で明記しました。

資料3-1の、3ページをご覧ください。事業評価業務のフロー図と評価の根拠となる法令を抜粋しましたので、後ほどご覧ください。戻りまして、2ページをお願いします。4の評価指標です。評価指標は、国から示された56指標に、市独自の7指標を加えた合計63指標で評価しています。この、国の56指標は、全国統一した指標であり、全国の市町村の包括センターが同様に、この56指標で評価しています。また、市独自の7指標ですが、当市は、平成26年度から評価を実施してきましたので、平成30年度に国の指標が示された際、より客観的な評価を行うことを目的に、これまでの市の指標を精査いたしまして、国の指標と重複しない7指標を、市の独自指標として追加し、評価することとしました。評価項目の構成を、5の表にまとめました。

令和4年度津市評価項目の構成は、国の項目に合わせて、評価

指標を決めています。評価指標の数は、例えば、1 組織・運営体制等（1）の組織・運営体制については、国の指標が12、市独自の1指標を追加しまして、合計13指標でこの項目を評価しています。各評価指標の詳細は、5 ページをご覧ください。A3の折り込んである資料になります。星マークの網掛けの項目が市独自指標で、星マークなしの項目が国指標です。先ほど、指標数について説明しましたが、全63指標を一覧で項目別にまとめました。

次に、評価結果について説明します。4 ページの事業評価一覧と先ほどの5 ページの資料を併せてご覧ください。

まず、4 ページですが、市の独自指標も含めたそれぞれの「指標数」、そのあと各包括センターが自ら行った「自己評価」、網掛けは自己評価を市が実地調査で点検し、総合的な評価を行った「総合評価」です。1 指標＝1 点で、全部で63点満点となります。全体の評価は、一覧のとおりで、各包括センターは、概ね評価内容を達成していました。実線の丸囲いは、自己評価で達成としていましたが、実地調査の結果、例えば、紙面で示すことが必要であるのに示されていない等により、減点となった指標です。また、破線の丸囲いは、各包括センターが自ら自己評価で達成できなかったとした項目です。主な減点の内容は、1 組織・運営体制等の（1）組織・運営体制の5か所の包括センターの減点となっております。これは、5 ページの指標3「市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか」という項目ですが、2年連続で同じ指標が達成できなかった包括支援センターが減点となりました。主には、昨年度に引き続き、コロナ禍により、認知症サポーター養成講座の開催や生活介護支援サポーターの研修が開催できなかったということで減点となっています。また、4 ページの2個別業務の（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務で減点となった包括センターが5か所あります。これは、5 ページの指標40「介護支援専門員のニーズに基づく、多様な関係機関・関係者との意見交換の場の設定について」ですが、担当圏域の介護支援専門員のニーズをしっかりと把握したうえで、担当圏域の関係機関等の関係者との連携を推進し

ていくことができていないところがありまして、その点について指導を行っています。他には、3つの事業間連携で5ページの指標63「協議体との協議ができていなかった」包括センターがありました。

主な点は以上ですが、それぞれ減点となった指標については、当室の方から改善するよう助言・指導しており、各包括センターが事業評価における指摘事項を改善することで、包括センター全体の機能強化や平準化につながると考えています。委託の10包括センターの運営法人については、令和5年度も継続し、今年度同様、委託をお願いしたいと考えています。また、各包括センターが一部ケアプラン作成を委託している居宅介護支援事業所についても、委託プランの確認も行い適切であったことを報告いたします。

以上で、今年度の地域包括支援センターの事業評価についての報告は終わります。

続きまして、津中部中地域包括支援センターの事務所移転について説明いたします。地域包括支援センターの設置運営については、平成18年の厚生労働省老健局企画課長発出の通知『地域包括支援センターの設置運営について』というのがございますが、これに基づきまして、包括センターの設置体制ですとか、変更・廃止についての際は、地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないとされています。当委員会は、地域包括支援センター運営協議会としての機能を持つため、当委員会設置要綱の第2条第3号に、「地域包括支援センターの設置及び運営等に関すること」を規定しています。以上から、津中部中地域包括支援センターの事務所移転についてご審議をお願いしたいと思います。

まず資料3-2をご覧ください。令和4年10月31日付けで、津中部中地域包括支援センターを運営するみえ医療福祉生活協同組合理事長様より事務所移転の依頼の提出がありました。事務所移転の理由といたしましては、(1)立地課題として、資料1ページになりますが、アのほうで、受託当初の担当エリアは、北丸之内・丸之内養正町・南丸之内・中央及び鳥居町も含まれていましたが、令和2年4月1日に、津市において担当エリアの再編が

行われ、中包括から津中央地域包括支援センターの管轄へと整理されたことから現事務所の立地が担当エリアの東端に位置することとなった。

イとしまして、中包括の立地場所は、幹線道路に接し、交通量が多く、また交差点が近いことや駐車場への出入りが不便な配置となっており、来訪者などから苦情につながっている。

ウ 中包括の周辺は、小・中学校の通学路でもあり、登下校時における駐車場への出入りに際し、特段の注意を払う必要があるという課題があるということ。

あと（２）の建物課題といたしまして、ア 現在の建物は２階建てで、事務所・相談室・書庫等のスペースは確保できているものの、職員の連携した業務スペースを、同じフロアで確保することができない。

イ 建物の老朽化が進んでおり、気密性が低く、騒音や振動、外気の流入による寒暖の不便さが増している。

２ページ、移転によるメリットとしまして、（１）立地予定場所と駐車場予定地 ア 移転予定地は、幹線道路より少し離れるものの、目印となる商業施設等もあり、説明しやすく、来客者の駐車スペースや敷地内外へのアクセスが容易となる。

イ 建物内はバリアフリー化されており、段差を昇降することも激減し、来訪者の安全確保が容易となる。

ウ 商業施設や金融機関も近く、移転先の地域や関係機関とはより緊密な連携が可能となる。

エ 立地が担当エリア中心地であり、担当エリアの方もそれ以外の方も、来訪しやすくなるということです。

ご承認していただいた上での、移転予定日ですが、ここにありますように令和５年１月４日。移転予定場所は、津市渋見町５５番地６９。電話番号は変更なしということです。移転場所の詳細は３ページをご覧ください。

現在マルヤスの道を挟んだ向かい側に事務所がございますが、移転先は、渋見町のもりかわ歯科の道路を挟んだ向かい側になります。また、４ページに現況写真、５ページに事務所内の机等の設備の配置図、６ページには看板等の設置予定場所、７ページに

建物と駐車場の状況、8ページは近隣の道路状況、最後に平面図が添付されています。

次に、当室が作成しました参考資料をご覧ください。カラーのポンチ絵になります。ポンチ絵の1ページですが、左に中部中包括センターに近接する令和2年3月までの各包括センターエリアの状況になります。令和2年3月までの包括の位置を赤丸で囲っております。右に、令和2年4月からの各包括センターエリアを色分けで同じように示しました。ピンクのところが中部中包括センターエリアになります。令和2年4月の包括センターの再編に伴い、エリアの見直しを行ったところ、右の図のように中部中包括センターの位置が、エリアの端に位置することになり、そのまま現在に至っています。今回の移転により、エリア中心部に近くなり、エリア内の市民が相談に行きやすく、またエリア内の関係機関と連携もとりやすくなると思われます。参考資料2ページは、エリア内での現在の移転先の位置図、3ページに周囲の詳細地図を添付しました。

以上で、津中部中地域包括支援センターの事務所移転についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

渡部委員長

ありがとうございました。地域包括支援センターの事業評価と中部中地域包括支援センターの移転についてですが、それでは、委員の皆様、ただ今の説明に関して、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。発言をお願いします。

横山委員

評価の話ですが、国自体が何というか事務の簡素化、そういう流れの中で、自己評価を重点に置くような、特に地域密着型サービスについてはね、そういう傾向がずっと強まっているのかな。ある意味ではしょうがないのですが。地域包括支援センター自体もその一環として自己評価を中心にしてとなるのだけでも。率直に言って、包括支援センターの取組を疑うわけではないけれども、どこかでミスがあったとしても自己評価を中心にとすると、それを隠されたらチェックができないというようなことが、本当はあるのと違うのかなと思ったりするけども、まあちょっとそれは考え

すぎかなとも思いますがどうですかね。

それともう一つ。先にこの4ページのところで評価の点数が落ちたとありますが、落ちた理由として何を考えてみえますかということですが。実は、相談支援業務、あるいは関係機関連携に関わるようなところなんかについて、評価が落ちるということは、コロナの影響もあるのと違うかなと。コロナの影響があって外部との関わりも遠慮せざるを得ない。そういう包括支援センターなりの苦労もあるのと違うかなと思っておりますけども、そのへん数字の上だけでは評価が上がっていますわな。そのところどう考えてみえますか。

事務局（水野） 地域包括ケア推進室長の水野です。

まず資料の方訂正をさせていただきたいと思います。4ページですけどもこちらの一覧表、2か所破線の囲いが消えてございます。申し訳ありません。一番上の一志地域包括支援センター、実線で丸がしてありますが破線による囲いも必要で、誤りがございます。申し訳ございません。その中ほど、津中部南地域包括支援センター、こちらにつきましては、破線による囲いが必要になっておりますので、申し訳ございません、以後気を付けますのでよろしくお願いいたします。

では、評価の内容でコロナの影響があったのではないか、その点につきましては仰るように、事業所で点数を下げてくださいという形になりましたけども、こちら（市）がお願いをしておりますサポーター養成講座とか、要は人を寄せていただいて講義をしていただくという講座ですが、こちら（市）の指標の開催回数と人数を満たしていただかなかったかと思うので、自己評価を下げていただきました。こちらにつきましては委員がお考えのように、コロナの影響もあったので、そのようなお話もお聞きしていましたが、全事業所さんがそういった状況であれば、考えさせてはいただこうと思っていたのですけども、やはり一部の事業所さんがより心配されて、事業の実施を見送られたというような状況もございましたので、今回につきましては事業所としてはコロナの影響があって、配慮したのですけども、こちらについては他の事業

所さんが達成している以上、自己評価のまま減点という形にさせていただきました。各事業所さんにつきましては、実際真摯に取り組んでいただいていると認識しております。それぞれお困りごと、困難ケースがあった場合につきましては、相談もいただいておりますし、我々も一緒に解決に向けて取り組ませていただいております。

また相談者からの苦情等もあった場合は、各包括の方に対応を確認し、実際にどうであったのかをお聞きしながら寄り添った解決に向けて対応しておりますので、こちらにお出ししている資料につきましては書面上こうなっていて、実際に現場で動いているものについては随時相談等受けさせていただいて対応しております。

渡部委員長

ありがとうございました。他に何かよろしいでしょうか。総じていい値になっているとは思いますが。

他にどなたかご意見ないですか。

伊藤委員

包括支援センターの移転についてご質問申し上げます。

基本的には賛成とさせていただきます。ただ、前回応募されてこちらの場所に移転するについては、駐車場の出入りがしにくいというのは最初から分かっていたことかと思います。今回、広いところに移転していただくわけですが、2点あります。

ここで見させていただきますと、絵画塾と併設されているということでございますので、駐車場の使用について混乱のないようにしていただきたいということと、ホールに入ってしまった時に、絵画塾の方と相談に見えた方とが出くわす場面があるかと思いますが、是非ともこの辺は混乱のないようにと言いますか、個人情報にも配慮していただきたいと思います。

渡部委員長

ありがとうございました。絵画塾に対する何か対策とかありますか。

事務局（水野）

絵画塾につきましては、委員が心配されますように共用部分は

玄関になります。トイレにつきましては、2階にもございますので塾生は2階を利用されるということで聞き及んでおります。したがって、1階の共用部分は玄関と2階に上がる方や利用者は下足を脱ぎますので下駄箱という形になります。これにつきましては、包括の方へは相談者へ十分配慮するよう指導させていただいております。

渡部委員長 駐車場のことは大丈夫ですか。

事務局（水野） そちらにつきましては、その施設の前に10台ほど停めるところがございます。職員及び絵画教室の先生、それ以外に十分停めるスペースはあるというように聞いておりますが、それにつきましても他の相談者が停められない等迷惑にならないように申し添えてお願いさせていただきたいと思います。

渡部委員長 場所は決まっているわけではないけど自由に停められるというわけですね。

小出委員 駐車場から玄関に入っていただくところのお話ですけど、いろんな方がご相談にいらっしゃるかと思うのですが、段差とか玄関入っていただいて相談室に入っていただくところの段差とか、そのあたりはどのような感じでしょうか。ちょっとこのコピーでは分かりにくいなと思ひまして。

渡部委員長 バリアフリーについてということですね。事務局お願いします。

事務局（水野） 玄関から室内に上がるところが靴を脱がなければならないもので、その部分が少し上がっています。包括に確認しましたら、車椅子の場合は介助させてもらおうと。スロープ等置く場合はちょっと長いので、常設というよりは車椅子の方への対応は介助させてもらおうということで聞き及んでおります。

渡部委員長 よろしいでしょうか。他にどなたか。

林委員 津歯科医師会の林です。

地域包括支援センターの事業評価についてなんですが、ここに出ているのは津市だけの評価というか地域指標ですよね。これを例えば津市以外の県内の地域と比較をしたり、県外の地域のものと比較をしたりだとか、そういうことはしていますか。

事務局（岡田） 全国の指標の５６指標についてまだ出ていないのですが、県内というよりは全国の市町村の５６指標の平均が出ますので、それで比較しております。昨年度の比較については、津市の包括は概ね平均よりすべての包括がそれより上回っております。以上になります。

林委員 上回っているということであればそれはもちろんいいことだとは思いますが、そこにどういう評価が出ているのかはよく分からないんですが、何かそこに問題点とか、そういうことが出ている、他の地域でね。出ているのであれば、またこの地域にも反映していくようなことを検討していただきたいと思いますのでお願いいたします。

渡部委員長 ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

意見がないようでしたら、事項書４「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

事務局（長谷川） 高齢福祉課の長谷川です。よろしくお願いいたします。

冒頭にも説明がありましたが、紙おむつ等給付事業の報告をさせていただきます。

まず、初めに資料の確認ですが、お手元に資料４、Ａ３のカラーの資料をお配りしています。資料の不足等はございませんでしょうか。

この紙おむつ等給付事業の見直しについては、前年度より見直し案に係る資料をお示しして意見聴取を行っており、重複する部分もございますが、ご了承ください。

では、資料４の１ページをご覧ください。

１ 紙おむつ等給付事業の見直しの経緯ですが、令和２年１１月９日の国からの通知により、市民税の本人課税者への対応について、令和５年度までの第９次高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画の計画期間に支給要件の見直しの検討を行うこととしました。

２ 介護保険事業等検討委員会の意見聴取ですが、令和３年１１月４日及び令和４年５月１９日の２回実施しました。

（１）令和３年１１月４日ですが、Ａ案・Ｂ案になります。Ａ案は、令和４年１０月から新規の課税者を対象外として、令和５年４月から課税者全体を一律に対象外とする内容で、Ｂ案は、令和４年１０月から新規の課税者を対象外として、既存の課税対象者は、そのまま維持しながら自然減を見込むという２つ案をお示しし、この２つの案への意見として、次の①から④の意見がありました。①課税者の考え方ですが、個人課税と世帯課税のご意見をいただきましたが、今回は、本人課税の方が対象となります。

Ａ案に対する意見ですが

- ・国の考え方に沿ってシンプルで分かり易く、基本的にはＡ案の考えであるが、課税者を対象外とすることで、高齢者自身の生活費から捻出しなければならない心配がある。
- ・課税者の中には、ぎりぎりでやり繰りされている方と、高額の所得の方がいるため、既存の利用者への説得は難しい気がする。

資料４の２ページをご覧ください。

Ｂ案に対する意見ですが

- ・課税者の間で、紙おむつ等の給付を受けられる方と、受けられない方がいるため、課税者間での不公平感があってはいけない。

その他の意見として

- ・市の一般財源を使って負担を緩和する措置をやってほしいとのご意見をいただきました。

次に、このような委員の皆様からのご意見を参考にさせていただき、比較的に考えが一致するところの多かった「課税者を対象

外とするA案」を基に、イ案、ロ案を作成しました。

(2) 令和4年5月19日ですが、イ案は、令和5年4月から課税者を対象外とする内容となっています。

ロ案は、令和3年から令和5年までの現行の介護保険事業計画の期間はそのまま継続し、次期計画期間の初年度である令和6年4月から対象外とする内容となっています。

委員からの意見として

- ・混乱を来さないようにしてほしい。
- ・ネット申込や薬局・スーパーからの配送など、代替手段の周知をしてほしい。
- ・周知期間を長くしてほしい。
- ・所得に応じて段階的に対象外としていくことも考えてほしい。

とのご意見をいただきました。

次に「3 今後の対応」ですが、委員の皆様からの意見聴取を踏まえ、課税対象者にとっては、経済的な負担が増えることに加えて、購入手段を考えていただく必要があり、また、介護支援ケアマネジャーによるケアプランの位置付けが必要になるなど、関係者の負担も生じます。これらのことから、紙おむつ等給付事業の見直しについては、周知期間や準備期間をより長く設ける必要があり、令和6年4月から課税者を対象外とする内容で進めていきたいと思います。

4 スケジュールですが、12月に市のホームページへの掲載を行います。新規に申し込まれる対象者へ随時、令和6年4月から本人課税者を対象外とする内容を説明していきます。

令和5年1月には、ケアマネジャーや地域包括支援センターなどの関係機関への説明会を開催し、支援計画への位置付けや、購入手段の代替内容について、意見交換を行いながら、周知を図ってまいります。令和5年7月は、介護保険料の算定がされるため、対象者の介護保険料の所得段階を確認し、令和6年4月から対象外となる本人課税者の抽出を行います。令和5年9月に、対象外となる本人課税者に対して、個別による通知で周知を図ります。令和6年4月から本人課税者を対象外とする事業内容でスタート

します。これらをまとめた資料がA3用紙のカラー資料になります。上段の表には課税対象者の推移をお示しし、1,065の方が対象外となります。下段はスケジュール（案）を表示しております。この紙おむつ等給付事業見直しにつきましては、利用者への影響も大きいことから、既存の利用者へ通知発送するとともに、ケアマネジャーなどの関係者に対する説明会を実施し、十分な周知期間を設けながら、混乱を来さないよう丁寧に対応してまいりたいと思います。

説明は以上となります。

渡部委員長

ありがとうございました。ほぼ委員会の意見に沿ったような内容になっているのではないかと思います。

委員の皆様、本日は貴重なご意見等いただきましてありがとうございました。これをもちまして、本日の津市介護保険事業等検討委員会を終了します。

委員の皆様には、お忙しい中、長時間ありがとうございました。

事務局（永合）

渡部委員長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりましてご審議をいただき、ありがとうございました。次回の委員会の開催につきましては、来年2月頃の開催を予定しておりますが、開催日につきましては委員長とも相談した上で、委員の皆様にご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。これにて、終了させていただきます。